

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び南九州市景観条例（令和 4 年南九州市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突，排気塔その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの（テレビ受信用アンテナ及び旗ざおを除く。）
- (3) 広告塔，広告板，装飾塔，記念塔，電波塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽，サイロ，物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁，さく，塀その他これらに類するもの
- (6) 観光用のエレベーター及びエスカレーター
- (7) ウォーターシュート，コースター，メリーゴーラウンド，観覧車，飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 自動車車庫の用途に供するもの
- (10) 石油，ガス，液化石油ガス，穀物，飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) 汚物処理場，ごみ焼却場その他これらに類するもの
- (12) 太陽光発電設備
- (13) 風力発電設備
- (14) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

(行為の届出等)

第 3 条 法第16条第 1 項及び第 2 項の規定による届出並びに条例第10条の規定による事前協議は、景観計画区域内行為（変更）届出書・事前協議書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、屋外広告物の掲出に係る届出及び事前協議は、景観計画区域内屋外広告物（変更）届出書・事前協議書（第 2 号様式）による。

2 前項に規定する届出及び事前協議には、省令第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する図書のほか、次に掲げる行為の区分に応じて、当該各号に定め

る図書を添付しなければならない。ただし、当該行為の規模が大きいため、当該各号に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 条例第7条第2項第1号から第4号までに掲げる行為

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 条例第7条第2項第5号及び第10条第2項に掲げる行為

ア 屋外広告物の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該敷地の状況を示す写真

ウ 屋外広告物の立面図で、着色された縮尺100分の1以上のものであって、使用色の凡例をマンセル値により表示したもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

3 第1項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかに景観計画区域内行為完了届出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

4 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為（変更）通知書（第4号様式）により行うものとする。ただし、屋外広告物の掲出に係る通知は、景観計画区域内屋外広告物変更通知書（第5号様式）による。この場合において、添付すべき図書については、第2項の規定を準用する。

（適合通知）

第4条 市長は前条第1項に規定する届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為制限適合通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（届出を要しない行為）

第5条 条例第8条ただし書に規定する行為は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可を要する行為とする。

（勧告及び命令の手続）

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（第7号様式）により行うものとする。

2 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（第8号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第17条第8項又は第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第9号様式）とする。

(公表の方法)

第8条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について南九州市公告式条例（平成19年南九州市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容及び当該勧告に従わない事実

(意見の陳述)

第9条 条例第13条第2項に規定する意見の陳述は、市長が口頭で行うことを認めた場合を除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者は、意見書を提出するとき（市長が口頭での意見の陳述を認めた場合にあっては、口頭で意見の陳述を行うとき）には、証拠書類等を提出することができる。

3 市長は、意見書の提出期限（市長が口頭での意見の陳述を認めた場合にあっては、その日時）までに相当の期間において、意見聴取通知書（第10号様式。市長が口頭での意見の陳述を認めた場合にあっては、第11号様式）により通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案等)

第10条 法第20条第1項若しくは第2項及び同法第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物等指定提案書（第12号様式）により行うものとする。

2 前項の提案を受けて指定の必要がないと判断したときは、景観重要建造物等指定提案不承諾通知書（第13号様式）により通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定等)

第11条 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（第14号様式）により行うものとする。

2 法第21条第2項及び第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物等の現状変更の申請等)

第12条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第22条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（景観重要建造物等の指定の解除）

第13条 法第27条第3項及び第35条第3項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（第17号様式）により行うものとする。

（景観整備機構の指定の申請等）

第14条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（第18号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 定款又は寄附行為
- （2） 登記事項証明書
- （3） 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- （4） 組織図及び事務分担を記載した書面
- （5） 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- （6） 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第19条第3項の規定による指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 景観形成を図るための活動を現に行っていること、又は行おうとしていること。
- （2） 営利を目的としていないこと。
- （3） 代表者を定めていること。
- （4） 活動区域が明確であること。
- （5） 構成員の2分の1以上の者が活動区域内に住所を有していること。
- （6） 市内での活動を適正かつ円滑に行えること。
- （7） 活動目的を明示した規約等を有していること。

3 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構（以下「機構」という。）の指定をしたときは、景観整備機構指定通知書（第19号様式）により申請者に通知するものとする。

（機構の届出事項の変更の届出）

第15条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構届出事項変更届出書（第20号様式）により行うものとする。

（事業報告等）

第16条 機構は、毎事業年度の事業開始前に、事業計画書及び事業活動収支予算

書を市長に提出するものとする。

- 2 機構は、毎事業年度終了後 3 月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を市長に提出するものとする。

（機構の指定の解除）

第17条 法第95条第3条の規定により、景観整備機構の指定の解除をする際は、景観整備機構指定解除告示書（第21号様式）により告示するものとする。

（景観づくり団体の申請）

第18条 条例第21条第2項の規定による申請は、景観づくり団体認定申請書（第22号様式）により行うものとする。

- 2 条例第21条第1項に定める要件は、次の各号のとおりとする。

- （1） 景観形成を図るための活動を現に行っていること、又は行おうとしていること。
- （2） 営利を目的としていないこと。
- （3） 代表者を定めていること。
- （4） 活動区域が明確であること。
- （5） 構成員の2分の1以上の者が活動区域内に住所を有していること。
- （6） 活動目的を明示した規約等を有していること。

- 3 前項の申請を受けて、景観づくり団体に認定する又は認定しないこととなったときは、景観づくり団体認定（不認定）通知書（第23号様式）により通知するものとする。

（住民等による提案）

第19条 法第11条第1項及び第2項に定める景観計画の提案は、景観計画策定（変更）提案書（第24号様式）により行うものとする。

- 2 前項の提案を審査し、計画提案を承諾又は承諾しないこととなったときは、景観計画策定（変更）提案不承諾通知書（第25号様式）により通知するものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第20条 条例第17条に規定する南九州市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長が共に欠けたときの会議

は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第22条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（審議会の庶務）

第23条 審議会の庶務は、都市政策課において処理する。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第12号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。